

氏名（本籍）	小林 健一郎（東京都）		
学位の種類	博士（開発学）		
学位番号	甲第87号		
学位授与の日付	2023年3月18日		
学位授与の要件	学位規則第5条第1項の規定該当		
学位論文題目	政府開発援助機関によるフードバリューチェーン分析と介入に関する研究 ーミャンマーを生産地とした日本向け冷凍野菜事業の事例からー		
研究審査委員	主査	小國 和子	日本福祉大学 教授
	副査	穂坂 光彦	日本福祉大学 客員教授
	〃	千頭 聡	日本福祉大学 教授
	学外審査委員	板垣 啓四郎	東京農業大学 名誉教授

論文内容の要旨

本論文の目的は、アジア各国で生産され日本へと輸出される農業生産物加工品のフードバリューチェーン構築に向けて政府開発援助機関が支援を行うにあたり、いかにして当該チェーンの全体像を把握し、どのような点に着目して分析すればよいのかを明らかにすることである。具体的にはミャンマーを生産地とした日本市場向けの冷凍野菜事業を事例に取り上げ、チェーン全体に対する分析視点を設定し、チェーンの機能を維持、もしくは阻害する要素がどのようなものであるかを検討している。

論文は序章と終章を含め全7章（161ページ/参考文献・資料含）で構成されている。第1章の序論に続く第2章において本論文における問題への接近の切り口が提示され、第3章で設定した分析枠組みを踏まえて、第4・5章でミャンマー事例の描写と調査結果の分析および考察を行い、第6章で政府開発援助実務へのインプリケーションに言及し、第7章で結論を述べている。

以下、章ごとの概要である。

第1章：序論では、論文の背景、問題の所在、研究の目的と方法、そして構成が示されている。

第2章：農業農村開発援助の潮流とフードバリューチェーンへの介入

戦後の国際的な農業開発援助では、長らく農業技術の近代化による食料増産や農産物輸出拡大が中心に置かれてきたが、消費者の所得増加等も背景に、市場化促進や収益性向上を重視する方向へと転換され、結果としてフードバリューチェーン構築への支援介入が行われるようになってきた。

政府開発援助機関がフードバリューチェーン介入を行う意義は、民間企業をはじめとするアクター個々の利益獲得を超えたチェーン全体としての公益性を考慮することであり、公益性の高い企業活動を引き出し、より多くの農家が生産に参画できる開かれた場を担保できるように、チェーンにかかわるアクター間の関係を調整するような役割が期待される。

第3章：フードバリューチェーンにかかる先行研究レビューと分析枠組みの設定

ポーターおよび Neven を中心とするフードバリューチェーンモデルにかんする先行研究文献の整理を通じて、農企業と受託農家の経済活動、チェーンを取り巻く社会環境、生産地の自然環境の3つの柱からなるフードバリューチェーンモデルを設定し、既存研究においても経営学的な観点から主に

論じられてきた「他のチェーンに対して競争優位をもたらす要素およびその理由」に加えて、「フードバリューチェーンに関わるアクターの行動や意思決定を変化させる要素およびその理由」を追加的に分析視点とすることで、実際にチェーンの機能を維持する要素、および阻害する要素を考察していく分析枠組みを設定した。

第4章：事例研究：ミャンマーを生産地とした日本向け冷凍野菜事業をもとに

ミャンマーを生産地とした日本市場向けの冷凍野菜加工事業を取り上げ、第3章で設定した分析モデルに沿って、フードバリューチェーンの実態の一端を描写した。具体的には農企業A社と受託農家に焦点をあてつつ、ミャンマー政府や日本の政府開発援助機関を含む支援アクターの関与にも言及し、二者間の栽培契約およびその運用の詳細と、実際の栽培及び販売の流れにおいて個々のアクターが何を重視し、結果としてどう展開しているかを特徴づけた。

第5章：事例結果の分析及び全体考察

第3章で示された分析の枠組みに基づき第4章のミャンマー事例の考察が行われた結果として、他のチェーンに対して低コストによる優位性を有するか、あるいは製品の品質や経営資源での差別化が図られている場合に競争優位が獲得できるといった点に加え、取り扱う農産品の品質にかんして各アクターが有する情報の量や、栽培契約に伴う取引費用が重要な要素であることが導かれた。

また、これらの分析から、取引費用が相対的に高いアクターは取引から排除されるリスクを有し、結果として社会的弱者がチェーンから排除されたり、アクター間のつながりを脆弱化するリスクがあるため、チェーンの公益性を担保しようとする支援アクターの関与は、これら特定の脆弱性を有するアクターが排除されない方向性での介入となることが求められることが明らかになった。

第6章：フードバリューチェーンへの介入策の試行的検討

第5章での考察結果を踏まえ、事例事業のSWOT分析を中心に、事例の活動の強みと弱みを特徴づけ、それに応じて政府開発援助機関が取りうる介入策を、実際にミャンマー事例で行われていた点も含め、積極策、改善策、解消策、回避策として試行的に提示した。

第7章：結論

政府開発援助機関がフードバリューチェーンに介入するに際しては、当該チェーンが有する競争力のみならず、多くのアクターに対して開かれており、全体としての利益増大につながるかどうかという視点が重要であることが導かれた。またその際に、チェーン上で特に立場の弱い社会集団がチェーンに参画でき、チェーンから得られるベネフィットが増加するようなかかわりが重要であり、それがひいてはチェーンに公益性をもたせる介入の在り方であると結論付けられた。具体的には、保有農地面積規模や特定作目の栽培経験の有無など、生産農家が資産や技術の違いによって参画を阻まれることなく、チェーン上のアクター間で極端な利益の偏りが生じないように、地域全体の底上げにつながる介入策の検討が求められる。

論文審査結果の要旨

1. 審査経過

申請者は2019年春期に論文執筆資格審査に合格した。その後、執筆資格審査の際に付された意見に基づき修正増補を重ね、2022年9月26日に学位請求予定論文を提出した。同年10月13日の第5回国際社会開発専攻会議において、第一次審査申請の受理が決定し、審査委員会が設置され、主査に小國、副査に穂坂、千頭が選出された。

各審査委員は論文の審査作業を進め、10月17日、申請者に対する口頭試問を行い、申請者による発表と質疑応答を通じて論文内容を確認するとともに、改善すべき点を指摘した。なお、申請者がアフリカのウガンダ在任中であること、コロナ禍で複数回の一時帰国が困難であることから、第一次審査における口頭試問はZoomを利用したオンラインにて実施された。それらを通じて博士論文としての水準と完成の可能性が認められたことから、審査委員会にて合否判定を行い、12月8日の国際社会開発専攻会議で同論文の第一次審査の合格が決定した。そして、12月10日に公开发表が行われ、論文内容の発表と質疑応答がなされた。なお、上述の事情により公开发表もZoomを利用したオンラインにて実施された。

そのあと、第一次審査と公开发表会で指摘された点を中心に論文の加筆修正がなされ、翌2023年1月6日に学位申請論文が提出され、1月12日の国際社会開発専攻会議にて受理が決定された。直ちに、第一次審査と同じ上記3名からなる審査委員に加えて、東京農業大学名誉教授の板垣啓四郎氏に外部審査依頼を行い、外部審査報告書の提出を受けた。その後、1月24日に名古屋キャンパスにて対面での口頭試問を行った。その直後に、審査委員会で学位論文についての評価および学位授与についての基本的合意に至った。

2. 論文の評価

本論文は、途上国農業開発の重点が、近年、市場化促進や農家の収益性向上へとシフトしている中で、政策立案の枠組みがフードバリューチェーンへと移行している状況を踏まえ、私企業が経済活動の構成主体となるフードバリューチェーンの公益的機能が発揮されるためには、政府開発援助機関はどのように介入すべきか、またそのための意義と役割とは何かを具体的な事例を用いて明らかにするという、学術的政策的に極めて有用性が高い研究である。実務者としての長年の経験に裏打ちされた実践的な問題意識をもって、実務機関へ有益なフィードバックがなされることが期待される。

特に、フードバリューチェーンが維持ないしは阻害される要素を明示して、フードバリューチェーンに競争優位をもたらすだけでなく、かかわるアクターの行動を規制し意思決定を変化させる要素とその理由を整理した点は、論文に独創性を与えている。ミャンマーの事例分析はこのことを実証するうえで有益であり、公益性の高いチェーンを実現できる私企業には正当な利益をもたらし、立場が弱い社会集団には便益が広く及ぶようにするという、アクター間の調整機能としての政府開発援助機関の介入はフードバリューチェーンのあるべき機能を健全化させるという重要な論点が抽出されたといえるだろう。

より包括的な開発研究の見地からは、たとえば「公益性」に関わる理論的基礎や、持続的循環型農業の視野からするフードバリューチェーンそのものの相対化など、より深い考察を期待したい部分も残している。しかし論文の論理構成の上で問題があるわけではない。

3. 最終試験（学力の確認）の結果

第一次審査および公開発表会での指摘に沿った改善点に言及しつつ、論文概要の報告が一通り申請者によって行われ、それに対する審査員からの質問に速やかな応答がなされた。外国語運用能力に関しては、修士課程の研究ペーパー作成および現地での調査が英語で行われていることに加え、英文での原著論文や資料の読解を経て本論文が執筆されていること、また、8年にわたる在外勤務経験をはじめとし、業務上、日常的に英語を用いた執筆およびコミュニケーションを行ってきたことから、学位取得において求められる十分な能力を有していると判断された。また、農業分野フードバリューチェーンが今後直面する課題やそれに対して政府開発援助実践がどうあり得るか、一般論ではなく申請者自身が研究者及び実務者として何ができるかという点で求められる展望についても、質問に対して適切な回答がなされた。

4. 結論

以上のことから、本審査委員会は、学位申請者小林健一郎は、日本福祉大学学位規則第12条により、博士学位（開発学）を授与するにふさわしいと判断し、合格と判定する。

以上